

四 発行方法の適用の振替法の適三
二 法律項及びその根拠を記述する
一 發行規則の規定に及ぶる
発行規則の規定に及ぶる
二 行政条件の記述する
三十一年二月八日を第
三 政府令第百五十九号
四 財務省告示第百五十九号

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	
額 最	払	発	方 募
低 行 争 非 者 特 国 入 価 額 入 価 ・ 別 債 札 格 面 札 格 第 参 市 発 競 金 發 競 I 加 場 行 争 額	行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争	入 価 法 入 札 格 決 定 行 争 の
千 三 四 四 万 二 千 百 兆 円 百 八 円 八 円 百 百 十 九 七 十 億 四 三 億 百 九 七 千 十 三 九 百 万 二 五 万	額 千 額 面 万 面 金 円 金 額 額 で で 三 四 千 兆 八 八 百 百 十 八 六 億 三 億 。 八	額 千 額 面 万 面 金 円 金 額 額 で で 三 四 千 兆 八 八 百 百 十 八 六 億 三 億 。 八	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 返 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 囲 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 価 て い ご 順 格 る て と 次 の 。 各 の 割 高 申 応 り い 非
			価 一 格 国 競 債 争 市 入 場 札 特 發 別 行 參 「 加 と 者 い 。 う 第 。 I 非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	イ 一	十 九	振 替 単 位
払 者	入 場	元 償		償 行	争 非	者 特	国 入 価	發 行
込 期 日	札 參 加	所 支 払	償 額	還 期 限	入 価 ・ 競	債 札 格 第 參	價 競 價 加 場	札 格 行 市 發 競 價 格 日
平 成 二 十 八 年 二 月 二 十 二 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を き 受け た 者	日 本 銀 行 額 を 百 円 払 は に う 、 期 つ 。 そ が 月 の 銀 百 円	額 面 金 額 を き き の 業 業 日 日	償 當 た だ し と 、 償 還 年 、 五 月 二 十 三 日 に に	当 成 し 、 百 年 五 月 月 休 業 業 日 に に	平 成 二 毛 額 百 円 に つ き 百 円 二 錢	す る 。 整 數 上 百 そ れ ぞ れ 百 の 応 募 価 五	す る の 記 載 法 又 は 規 定 に 金 額 は 、 最 低 額 も の 面 座 と 金 簿

厘額格厘額 平す額の振
 二面 五面 成るの記替
 毛金 毛金 二。整載法
 額 以額 十八数又の
 百 上百 八倍は規
 円 の円 年の記定
 に そに 二月金録に
 つ それ つ二月額はよ
 き ぞき 二十に、る
 百 れ百 二よ最振
 円 の円 二日低替
 二 錄二日も額口
 錢 募錢 七価五の面座
 七 価五と金簿